

# 役員報酬規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人杉風会（以下「法人」という。）の定款第9条の規定に従い役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

## 第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等が、理事会、評議員会へ出席した時は、次のとおり報酬を支給する。

(1) 理事、監事

1回 5,000円

(2) 評議員

1回 5,000円

2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績を総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払い方法)

第4条 役員等の報酬の支払いは、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会に出席したときの交通費は、実費にて次のとおり支払う。

①交通機関を使用する場合 実費

②自動車等の交通用具を利用する場合 23円×距離数（キロ）

役員等については、交通費届によって申し出された金額を、その都度現金にて支払う。

2 理事において施設の職を兼務するものには、第1項は適用しない。

附則 この規程は平成11年9月29日より施行する。

附則 この規程は平成13年9月27日より施行する。

附則 この規程は平成15年3月27日より施行する。

附則 この規程は平成27年9月3日より施行する。

附則 この規程は平成29年3月24日より施行する。

